

平成 2 2 年 第 2 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成22年第2回京丹波町議会臨時会

平成22年4月27日（火）

開会 午前9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）

第 8 議案第52号 土地の取得について

第 9 議案第53号 平成21年度（繰越）（仮称）瑞穂保育所新築工事請負契約について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1番 横山 勲 君

2番 岩田 恵一 君

3番 篠塚信太郎 君

4番 梅原 好範 君

5番 森田 幸子 君

6番 村山 良夫 君

- 7 番 山内 武夫 君
- 8 番 東 まさ子 君
- 9 番 野口 久之 君
- 1 0 番 坂本美智代 君
- 1 1 番 原田寿賀美 君
- 1 2 番 松村 篤郎 君
- 1 3 番 北尾 潤 君
- 1 4 番 小田 耕治 君
- 1 5 番 山田 均 君
- 1 6 番 西山 和樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 町 長 | 寺 尾 豊 爾 君 |
| 副 町 長 | 畠 中 源 一 君 |
| 教 育 長 | 朝 子 照 夫 君 |
| 会 計 管 理 者 | 岡 本 佐登美 君 |
| 参 事 | 岩 崎 弘 一 君 |
| 参 事 | 野 間 広 和 君 |
| 瑞穂支所長 | 山 森 英 二 君 |
| 和知支所長 | 藤 田 真 君 |
| 総務課長 | 伴 田 邦 雄 君 |
| 監理課長 | 山 田 洋 之 君 |
| 企画政策課長 | 中 尾 達 也 君 |
| 税務課長 | 一 谷 寛 君 |
| 住民課長 | 下伊豆 かおり 君 |
| 保健福祉課長 | 堂 本 光 浩 君 |
| 子育て支援課長 | 山 田 由美子 君 |
| 医療政策課長 | 藤 田 正 則 君 |
| 産業振興課長 | 久 木 寿 一 君 |

土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育次長	谷俊明君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	石田武史

開議 午前9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきまして、ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第2回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により9番議員・野口久之君、10番議員・坂本美智代君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（西山和樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、承認第1号他5件であります。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

22日、午前9時から議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

議会広報特別委員会は、議会だより 京丹波第21号の発行をいただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について～日程第9、議案第53号 平成21年度（繰越）（仮称）瑞穂

保育所新築工事請負契約》

○議長（西山和樹君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第9、議案第53号 平成21年度（繰越）（仮称）瑞穂保育所新築工事請負契約についてまでを一括議題といたします。

町長の提案理由を求めます。

寺尾町長

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日ここに、平成22年第2回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

今期臨時会は、（仮称）瑞穂保育所新築工事の入札執行にかかる工事請負契約の締結、また、財政健全化に向けた土地開発公社先行取得用地の買戻しを主なものとして召集させていただきました。

それでは、本日提案させていただきました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。平成22年度税制改正大綱に基づき、支え合う社会の実現に向け、「控除から手当へ」等の観点から、扶養控除の見直し、国民の健康の観点を明確にした、たばこ税率の引き上げ、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充など、所要の措置が講じられたことから、関連部分の条例改正を行ったものであります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、過疎地域における本町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

過疎地域自立促進特別措置法が本年度から6年間延長拡充されるのに伴い、固定資産税課税免除の対象業種の変更を行ったものであります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いしております。

国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、また、非自発的失業者の負担軽減等について、条例改正を行ったものであります。

承認第4号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）を専決処分いたしましたので、議会の承認をお願いいたしております。

中山間ふるさと緊急農道整備事業 農道安栖里坂原線道路改良工事及び、山村開発センターみずほ改修事業につきましては、年度末の長雨の影響などにより、年度内の完成が不能となり、繰越明許費の補正を行ったものであります。

議案第52号 土地の取得につきましては、山野草新生産園用地として、京丹波町坂原南林11番1、宅地6,046.38平方メートルについて、南丹・京丹波地区土地開発公社から5,859万904円で取得しようとするものであります。

議案第53号 平成21年度（繰越）（仮称）瑞穂保育所新築工事請負契約につきましては、山寅・新井特定建設工事共同企業体と3億4,130万2,500円をもって契約を締結することについてであります。

工事の概要につきましては、京丹波町和田大下地内において、鉄骨造平屋建、建築面積1,199.14平方メートルで、保育室7室、遊戯室、ランチルームなどを設けるほか、運動場等を整備するものであります。

なお、工期は平成23年1月31日までといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長から求めます。

一谷税務課長

○税務課長（一谷 寛君） それでは承認第1号 税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足説明を申し上げます。

主な内容につきましては、先ほどの町長の提案説明のとおりでございますが、このたびの税制改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び、国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令及び、地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成22年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなったことに伴いまして、本町税条例等の一部を改正する条例を専決処分するものでございます。

最初に、今回の税改正につきましては、上位法の改正により、準則も改正されておりました、それに合わせて町条例も改正させていただくものでございます。

改正条例の構成ですけれども、専決処分書の1ページから5ページの二段目までが既にあります本条例及び、附則を改正するものであります。

そして、本改正条例の附則を5ページの三段目から7ページにあげております。

それでは、具体的な中身でございますが、主なものにつきましてご説明させていただきます。

まず、1ページ中段から3ページの上段までの第36条の3及び、5ページの本改正条例附則第2条の関係でございますが、これは、扶養親族のうち年齢16歳未満の者に対する扶養控除の廃止、並びに特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ分の廃止に伴いまして、扶養控除や非課税の適用に必要な扶養に関する情報の把握のために、扶養親族申告書を給与支払者、公的年金等支払者を經由して、市町村へ提出しなければならないこととなるものです。

なお、この改正の適用につきましては、所得税は平成23年分から、個人住民税につきましては、平成24年度分からの適用となります。

二つ目は、3ページ中段の第44条及び、第45条の関係でございますが、住民税の特別徴収に関するものでございまして、昨年の改正により年金所得の金額から計算した住民税は、公的年金から特別徴収され、給与所得等他の所得に係る住民税は、給与からの特別徴収または、納付書で納めていただくこととなりましたが、年金所得がある方のうち年齢65歳未満の方の年金所得分の住民税は普通徴収となっており、手間が新たに増えた形となっております。したがって、今回の改正では年齢65歳未満の方で、年金所得分の住民税額と給与所得分の住民税額とがある場合は、一括して給与から特別徴収ができるものとなるものです。

三つ目は、3ページ下から2行目の第95条、4ページ1行目の附則の第16条の2及び、6ページ下段の本改正条例附則第4条の関係でございますが、これは、たばこ税率の引き上げによる改正でございます。

具体的には、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため平成22年10月1日から1本当たり3円50銭税率が引き上げられ、実質販売価格は、1本当たり5円程度の値上がりとなる見込みです。そのうち市町村税につきましては、税条例の表現が千本当たりとなっておりますが、千本当たり3,298円から4,618円に税率が引き上げられ、1本当たりにいたしますと、1円32銭の引き上げとなります。

以上の3点が主な改正でございますが、その他のものでは、法人税法の改正による清算所得の廃止に伴いまして、税条例のなかの引用もとの項番号のずれを1ページの第19条、第31条及び、3ページの第48条、第50条で改正をいたしております。

また、1ページの第24条におきましては、公益社団法人及び公益財団法人、認可地縁団体、特定非営利活動法人いわゆるNPO法人の住民税の課税免除につきまして、今回改めて

追加をいたしました。

そして、3ページ下段の第54条におきましては、地方自治法の改正により、特別地方公共団体のうち長期にわたって設立事例のない地方開発事業団の廃止に伴う固定資産税の納税義務者等の改正、同じく3ページの最終行の附則第15条につきましては、不動産取得税の非課税特例に伴い、特別土地保有税の特例の廃止、また4ページ二行目からの附則第19条の3につきましては、平成25年度以降の住民税に適用されます小額上場株式等に係る配当所得等の非課税措置の創設を行っています。

なお、4ページ下段の附則第20条の4、次のページの附則第20条の5につきましては、引用している法律の名称の改正に伴う条例改正であります。

以上で今回の地方税法等の改正に係る税条例等の一部改正につきまして、改正点の概要を申し上げ補足説明とさせていただきます。

何卒ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、承認第2号 過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足説明を申し上げます。

主な内容につきましては、先ほどの町長の提案説明のとおりでございますが、このたびの改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成22年3月17日に公布され、同年4月1日から適用されることになったことに伴いまして、過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を専決処分するものです。

今回の条例改正につきましては、上位法の過疎地域自立促進特別措置法が改正されまして、それに合わせての町の条例も改正させていただいたものでございます。

具体的な中身でございますが、現行の過疎地域自立促進特別措置法の執行期限が平成22年3月31日となっております。今回さらに6年間の拡充延長が行われることとなり、過疎地域の自立促進のための特別措置の見直し拡充により、固定資産税の課税免除の対象業種のうち、ソフトウェア業が廃止され、新たに情報通信技術利用事業いわゆるコールセンターが追加されたものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

何卒ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長

○住民課長（下伊豆かおり君） 続きまして承認第3号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、補足説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、先に税条例の専決処分の説明にもございましたように、地

方税法の一部を改正する法律等の施行に伴いまして、本町の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったものでございます。

今回の改正の主なものといたしましては、3月議会においても改正予定として概要説明があったところでございますが、国民健康保険税に関しましては、主なものといたしまして、一点目は、国保税の基礎課税額に係る課税限度額及び、後期高齢者支援金等の課税額にかかります限度額を引き上げるもの。二点目には、国保税の軽減賦課に際して、保険税の基礎課税総額に対する応益割合によって軽減割合が設定されていたものを、応益割合に関わらず7割、5割、2割の軽減を実施できるようにするもの。3点目には、非自発的失業者の国民健康保険税を計算する場合に、前年の給与所得を100分の30として計算するもの。以上3点が主なものでございます。

それでは具体的な内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、第2条関係ですが、国保税の課税にあつては、医療給付分としての基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び、介護納付金課税額の三つの項目により、それぞれ所得割と資産割の応能割分と均等割と平等割の応益割分の合算となっております。今回の改正では、地方税法の改正に伴い、第2項の基礎課税額の限度額を47万円から50万円に。第3項の後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円から13万円にそれぞれ引き上げるものでございます。介護納付金課税額については、10万円を据え置きということで、国保税全体の賦課限度額としましては、従前の69万円から73万円になったところでございます。

これは、被保険者の中の所得の高い層に負担を求めることで、中間所得者層の負担の緩和、軽減を図るものでございます。

この改正で本町の被保険者への影響といたしましては、21年度賦課額で試算した場合に、限度額超過世帯が、医療分で52世帯、後期高齢者支援金分で54世帯であります。引き上げに伴う保険税の増額分といたしましては、約190万円を見込んでおります。

次に、第23条の改正につきましては、国民健康保険税の減額に関しての改正であります。国保税は、先ほど申しましたように、所得や資産に応じての応能割、被保険者の世帯加入者数に応じての応益割の二本立てで計算しておりますが、その応益割の部分であります平等割、均等割について、世帯の所得や被保険者数に応じて軽減措置を行っております。

現在、本町では7割、5割、2割の軽減を行っておりますが、今まではこの軽減を実施する場合については、応益割合、つまり国保税総額に占める応益割額の構成比率が45パーセントから55パーセントの範囲内でなければ7割、5割、2割の軽減ができないこととされておりました。しかし、今回の地方税法等の改正によりまして、先ほど申しました応益割合

が45パーセントから55パーセント未満でなければ軽減が適応できなかった規定が廃止となり、応益割合にかかわらず、軽減割合を選択できるようになったことから、従前の7割、5割、2割の軽減を継続するため、その根拠となります地方税法からの引用条文と第2条と同様に軽減後の賦課限度額を改正するものであります。

次に、23条の2及び、第24条の2につきましては、特例対象被保険者いわゆる非自発的失業者の保険税の課税の特例について規定する条文を新設するものでございます。

国保では前年の所得をもとに課税しておりますが、解雇や雇い止め等、非自発的な理由により離職された方の保険税について、在職中の保険料負担と比較して加重とならないようにとのことから、今回の地方税法の改正において非自発的失業者に対する国保税の軽減措置が盛り込まれました。これに伴いまして、第23条の2では国保税の算定にあたって、離職日の翌日の属する月から翌年度末までの間、計算の基礎となります所得に給与所得が含まれている場合には、その給与所得を100分の30に相当する額として計算することを定めております。

具体的な対象者は、倒産、解雇等による離職者であります特定受給資格者と、派遣や契約社員で期間の更新がされずに離職となった特定理由離職者となっており、ご本人からの申告に基づき、雇用保険受給資格者証の離職理由により確認することになっております。

第24条の2では、この特例の適用を受けるに当たって、対象者は雇用保険受給資格者証を添えて申告していただく旨の規定を新たに設けたところでございます。

附則第4項、第9項では、法律の改正に伴いました文言の整理を行っております。

また、附則第15項、第16項の改正につきましては、法律の名称が改正されたことに伴うもので、この改正につきましては平成22年6月1日施行となっております。

最後に、附則において第17項として平成22年以降の保険税の減免の特例を設けることに関しましては、これまで社会保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行され、その被扶養者であった方が国保に加入された場合に、条例第25条第1項第3号の規定により国保の資格取得から二カ年に限って国保税の減免対象としていたものを、二カ年の期限を削除し、当分の間とするものでございます。よって、現在減免対象となっております方につきましては、引き続き減免が継続されることとなります。

なお、改正条例の施行期日につきましては、先程申しました附則第15項、第16項以外の改正については、4月1日に施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長

○総務課長（伴田邦雄君） それでは続きまして、承認第4号 平成21年度京丹波町一般会計補正予算（第8号）について、補足説明を申し上げたいと存じます。

補正予算第8号につきましては、先程町長の提案理由の説明にもございましたとおり、繰越明許費の補正でございまして、3月29日に専決処分をいたしたものでございます。

内容につきましては、予算書最後のページ第1表でございますけれども、中山間ふるさと緊急農道整備事業につきまして1,226万9千円、山村開発センター改修事業につきまして410万円を22年度に繰り越すものでございます。

繰り越し理由等でございますけれども、資料を別に配付をさせていただいておりますので、資料によりご説明を申し上げたいと存じます。

まず、中山間ふるさと緊急農道整備事業の農道安栖里坂原線道路改良工事でございますが、事業概要につきましては、延長115メートル、幅員6.5メートルで、水路工、擁壁工、畦畔工、舗装工、排水路工を実施しております。全体事業費は1,900万円で、繰越額は、前金払いの673万1,000円を差し引きました1,226万9,000円でございます。繰越理由でございますが、3月10日頃の降雪及び降雨、さらには3月下旬の連続降雨により舗装工等の施工が不能となり、年度内に完成することができなくなったものでございます。

3月29日現在の進捗状況でございますが、擁壁工及び水路工は完了しておりますが、舗装工及び排水路工が未完了の状況でございまして、事業完了予定日を平成22年5月20日として工期を21年12月2日から22年3月31日であったものを、5月20日まで延長をいたしたところでございます。

なお、現在の進捗状況につきましては、舗装は終了いたしました。排水路工が少し残っておりますが、進捗率は約95パーセントとなっております。見込みといたしましては5月10日頃には完了する状況でございます。

次に、山村開発センター改修事業でございますが、事業概要は、老朽化した地下タンク、これはボイラー用の重油タンクでございますけれども、これの廃止撤去及び屋外タンク、地上タンクでございますが、これの設置でございます。全体事業費は410万円で、部分払いの請求もなかったことから全額の繰り越しとしております。

繰越理由でございますが、農道と同様でございますけれども、長雨による浸透水が多く施工に支障を来したため年度内に完成することができなくなったものでございます。

3月29日現在の進捗状況でございますが、地下タンクの撤去は完了いたしましたが、地上タンクの設置が未完了の状況でございまして、事業完了予定日を平成22年4月30日と

して、工期を22年3月13日から3月30日であったものを4月30日まで延長いたしましたところでございます。

なお、現在の進捗状況につきましては4月21日に工事は完了しておりまして、検査につきましては、明日4月28日に行くこととしておるところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第52号でございますが、土地の取得について補足説明を申し上げます。

町長の提案理由の説明にもございましたとおり、今回買い戻しを予定しておりますのは、山野草新生産園用地として南丹・京丹波地区土地開発公社により先行取得しておりました坂原地内の土地6,046.38平方メートルでございます。取得価格は5,859万904円でございます。別に簡単な資料を配付させていただいておりますので、資料によりご説明を申し上げたいと思います。

まず、場所でございますけれども和知山野草の森の西側の高台でございます。位置図の丸で囲んだ場所でございます。その下の写真でございますように、すでに平成14年度に育苗施設が建設されておりますが、買い戻しを行わないまま今日に至っております。取得価格でございますが、上の表にありますとおり用地費が5,500万円、諸経費が6万735円、利息が353万169円という内訳になっております。

それでは、議案第52号を朗読させていただきます。

議案第52号 土地の取得について 山野草新生産園用地として、下記の土地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第3条の規定に基づき議会の議決を求める。平成22年4月27日提出 京丹波町長 寺尾豊爾 1 土地の表示 所在地 京都府船井郡京丹波町坂原南林11番1 地目 宅地 地積 6,046.38平方メートル 2 取得価格 5,859万904円 3 契約の相手方 京都府南丹市園部町小桜町47番地 南丹・京丹波地区土地開発公社理事長 佐々木稔納 以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 山田子育て支援課長

○子育て支援課長（山田由美子君） おはようございます。それでは、議案第53号の平成21年度（繰越）（仮称）瑞穂保育所新築工事請負契約についての補足説明を申し上げます。

先程の町長の提案理由にもございましたように、今回の保育所建設につきましては平成18年度末をもって梅田保育所及び、質美保育所を閉園し統廃合いたしました桧山保育所を移転改築するものでございます。人権と福祉のまちづくりの観点と、幼児の健全な育成を図り、

保育ニーズに対応するため保育所を新築することとしております。

経過といたしまして、平成19年より（仮称）瑞穂保育所新築検討委員会で検討していただき、平成20年5月に意見書を京丹波町へ提出していただきました。平成21年6月に実施設計の委託契約と同時に町内保育所の保育士等の関係者で内部検討委員会を立ち上げまして、詳細について検討を行い、平成22年1月には実設計を完了いたし、京都府福祉条例に伴う各種申請業務及び、建築確認の申請を行ったところでございます。

それでは、今回の（仮称）瑞穂保育所の場所でございますが、議案をめぐっていただきまして、旧瑞穂地域であります現在の京丹波町病院の北側に位置します京丹波町和田大下地内となっております。昨年平成21年4月、南丹・京丹波町土地開発公社より保育所事業用地として調整池を含み9,213.88平方メートルを買い戻しました内の今回保育所の建設用地といたしまして、敷地面積は5,398.28平方メートルで、建築面積は1,199.14平方メートルでございます。

次のページをめぐっていただきまして、構造につきましては、鉄骨造平屋建で、基礎形式は杭基礎で行います。保育所の定員数は100名でございます。保育室は7室です。その他に職員室、調理室、遊戯室、ランチルーム、子育て支援センターを備えております。運動場は1,417.49平方メートル。その他外構工事といたしましては、排水、植栽、遊具一式と電気設備、機械設備となっております。詳細につきましては、資料をご参照ください。

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第53号 平成21年度（繰越）（仮称）瑞穂保育所新築工事請負契約について 平成21年度（繰越）（仮称）瑞穂保育所新築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求める。 記 1 工事名 平成21年度（繰越）（仮称）瑞穂保育所新築工事 2 契約金額 3億4,130万2,500円 3 契約の相手方 京都府福知山市宇篠尾137番地の6 山寅・新井特定建設工事共同企業体代表 株式会社山寅組 福知山支店 支店長 水嶋武夫 4 契約の方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札 5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町和田地内 6 契約期間 議会の議決を得た日から平成23年1月31日まで 平成22年4月27日提出 京丹波町長 寺尾豊爾

ご審議を賜り、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 以上説明のとおりであります。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

山田君

○15番(山田 均君) 資料で主な改正点ということでつけていただいとんですけれども、今回扶養控除の改正ということで今ありましたように15歳までの年少扶養控除及び、16歳から18歳までの特定扶養控除上乘せ分廃止ということがとりあがっております。京丹波の場合ですね、どれぐらいの対象になる方、またどれぐらいの影響ですね。この廃止によって。これは子育て支援といいますか、手当との関係でこういうことが実施をされたんですけれども。どれぐらい対象になる方があるかということと、それから影響ですね。これまで控除になってたのがならへんようになる訳ですんで。どれぐらいの額になるのか分かっておれば、お尋ねしておきたいと思います。

○議長(西山和樹君) 一谷税務課長

○税務課長(一谷 寛君) まず、扶養控除の廃止の対象の人数でございますが、いわゆる直近の人口で調べましたところ、平成22年3月31日現在で、0歳から15歳の方が1,834名、それから16歳から18歳までの方が522人ございます。従いまして、その人数分の影響はあろうかと思いますが、実際の住民税の課税対象の中での扶養人数等につきましては、21年度の実績でいいますと、21年度の0歳から15歳及び、23歳から69歳でするので、ほとんど働いておられますので扶養控除はほとんど適用されておられません。ですから、0歳から15歳のほぼ人数だと思われませんが、その方が1,110名ございまして、約60パーセントの方が扶養控除となっていると。

それと、特定扶養の関係でございますが、これにつきましては、大学生も含めて16歳から22歳までで、扶養控除を適用された方が557名ございまして、これも全体の人口からいいますと約46パーセント。双方あわせて50パーセント前後が対象となっております。

従いまして、影響の確定した数字はわかりませんが人数的にはそれぐらいの対象となろうと考えております。

具体的な金額につきましては、住民税の扶養控除につきましては、お一人33万円ですので、住民税の税率が10パーセントとなっておりますので、一人当たり年額3万3,000円の税額が上がってくるという形になろうかと思っております。

16歳から18歳の特定扶養の上乗せ金額が12万円でございますので、その10パーセントで1万2,000円の影響額があろうかと思っております。したがってまして全体の人数全てが対象となって影響があるというように考えますと、0歳から15歳で年額6,000

0万円程度、16歳から18歳の特定扶養の上乗せが全て対象となれば600万円程度の影響があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君

○15番（山田 均君） もう一点あわせてお尋ねしたいんですが、今回の扶養控除の改正によってですね、今ありましたように税額がそういうかたちで1万2,000円なり3万3,000円上がってくることになると、町独自で住民税に係わるもので、例えば独自の制度を設けておいたらですね、それにも影響を及ぼしてくる訳なんですけどね。所得が上がる訳なんですから。そういうのは京丹波の場合には住民税の額によっていろんな制度の対象になると。しておるといのかどうなのかわかりませんが。あったらまたさらに影響があるということになると思うんですけれども。そのへんはどうなのか聞いておきたいというのが一点でございます。

それから、あわせてお尋ねしておきたいんですけれども、その他の改正で清算所得の廃止とか公益社団法人とか認可の地縁団体NPOというかたちで課税免除の新設ということになっておるんですが、京丹波の場合にはこれに該当するのはどれぐらいの団体があるのか。わかっておればお尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 一谷税務課長

○税務課長（一谷 寛君） まず一点目の住民税の税額が上がった場合の影響でございますが、具体的な他の制度でいわゆる住民税を基本として適用されているような項目が今現在、税の方では全てを把握はしておりませんので、今明確にこれとこれが影響するということは把握できておりません。申し訳ございません。

しかし、住民税が扶養控除によって新たに課税されるされないによって、いろんな制度のいわゆる軽減なりの対象が変わってくる可能性はあるかとは思いますが、詳細につきましては今検証中でございます。

二点目の地縁団体等の件につきましては、これは今までもいわゆる減免といいますか税の免除をしております、いわゆる条例で明記をした形となっております。いわゆる収益事業につきましては、収益部分につきましては課税をされておりましたが、ほとんどの団体が非課税となっております。それを今回条例として明記したものでございます。

なお、町内にあります地縁団体につきましては31団体、それからNPO法人につきましては9法人ございますが、3法人が収益事業を行っております、非課税法人につきましては6法人、あわせて9法人ございます。あとの公益法人等につきましては、これは平成25

年を目途にただ今、財団法人なり社団法人につきまして新公益法人制度へ移行されるところでございまして団体数等は詳しくは把握いたしておりません。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君

○15番（山田 均君） もう一点お尋ねしておきたいと思うんですが、今回たばこ税の税率の改正があるということなんですが、今回の引き上げにより町でみれば増収になると思うんですけれども、どれぐらい見込んでおられるのかということと、それから、これまで町内で買っていたら、それがたばこ税の税収として町へ入ってくるという理解をしておったんですが、最近コンビニなんかは例えば京丹波にあるコンビニでは仕入れない訳ですから、本店で仕入れると。だからコンビニでたばこがなんぼ売れてもですね、町内の収入にならないという話も聞いたんですけれども。そういうことを考えますと、たばこが健康を害するという一面もあるんですけれども、買っていただくのは町内だと以前からアピールをされておったんですが、町内でもコンビニで買ったなら町の税収にならないということが起こったんですけれども、何か住民向けに啓蒙というか、こうなんですよと、啓蒙は難しんで実態を知らせるということも必要だと思うんですけれども。そのようなことは広報なんかでするのがよいのかどうかわかりませんが、コンビニ営業妨害といわれる面もあるかも知れませんが難しい面もあるんですが、何かそういうような、やっぱり町内で買ったなら入るというのが本来あるべき姿やと思うんですけれど、コンビニなんかの関係はもうちょっと整理ができないのか。コンビニで買っていただいても町の税収に入るとならないものかというように思うんですけれど、そのへんは今後の課題かと思うんですけれど。考え方なり、他の市町村の中で意見はないのかどうか、ちょっとお尋ねしておきます。

○議長（西山和樹君） 一谷税務課長

○税務課長（一谷 寛君） たばこ税の件でございますが、まず一点目の税額が上がった場合の増収の見込みということでございますが、ここ近年の状況を申し上げますと、販売金額が減少いたしております。平成20年度でたばこ税の年額が約9,500万円に対しまして、平成21年度は9,200万円と約4パーセントの落ち込みになっております。その以前の19年度と20年度の対比でいきますと、10パーセントの減収となっております。従いまして、売り上げ本数なり税額が減収してございまして、買いだめ等による消費が増えることもあろうかと思いますが、ほぼ増額まではいかないだろうという見込みでございます。税額が10月から上がるわけですが、半年上がってもあまり増えないのではないかという見込みをいたしております。

二点目のコンビニ等いわゆる販売実績に上がらない部分でございますが、やはり今後ともたばこは町内の販売店で購入いただきますように啓発をしていくしかないかなと思っております。また、コンビニの経営形態によりましては、一部いわゆる既に免許といえますか、販売許可をもっておられる方が営業権を持ってされている店舗につきましては、実績に上がる場合もまれにございますので、少し表現が難しい訳でございますが、極力税収のこともございますので、今後とも町内業者の方でたばこをというように啓発は勧めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東君

○8番（東まさ子君） 今山田議員からありましたが、住民税扶養控除あるいは特定扶養控除の廃止によって、住民税がいろいろと影響してくるということで、独自施策とか国の施策もあります。そういうところへの影響を今検証中であるということですが、住民税の負担増によりまして雪だるま式に様々な制度の利用負担が増えるということになりますので、調べていただいて教えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 一谷税務課長

○税務課長（一谷 寛君） 広範囲に広がりますので、どの部分に影響するのか詳細を調べさせていただきますと思います。今の時点では時間がございませんので申し訳ございません。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、承認第1号を採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

○議長（西山和樹君） 承認第2号 専決処分を求めることについて 過疎地域における京丹

波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、承認第2号を採決いたします。

承認第2号 専決処分を求めることについて 過疎地域における京丹波町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

○議長(西山和樹君) 次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

東君

○8番(東まさ子君) 第2条関係で、課税限度額の引き上げということで、それぞれ医療部分については52世帯、後期高齢者医療支援分については54世帯ということで190万円の負担増になるということをお聞きいたしました。大体4人家族ぐらいにいたしましたら、最高限度額に達する所得というのは大体どれくらいになるか。わかりましたらお聞きをしておきたいと思っております。

それから24条関係の非自発的失業者に対する減税ですが、これの財源措置はどうなるのかということと、それから最終の附則の17の平成22年度以降の保険税の減免の特例ということで、後期高齢者医療制度の創設に伴う被扶養者に対する減税ですが、これも財源措置についてはどうなっているのか。以上三点についてお聞きいたします。

○議長(西山和樹君) 下伊豆住民課長

○住民課長(下伊豆かおり君) 一点目の限度額に達する場合の平均的な所得でございますが、世帯所得ベースで平均700万円というふうな数字がでております。

次に、非自発的失業に係ります減免の適用に当たりましての国保税減収に係ります財源措

置ですけれども、この分につきましては、従来どおり保険者軽減分として、府4分の3、町4分の1、それから保険者支援分といたしまして、国2分の1、府4分の1、町4分の1の繰り入れという形になります。

市町村の負担につきましては、財政措置がございます。附則第17項の2年間の期間限定を当分の間にするに係りましての減免の内容ですけれども、これにかかる保険料の減収につきましては、財源補填はございませんので、保険者負担となっております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君

○15番（山田均君） 一点お尋ねしときたいんですが、今雇用情勢の中でいわゆる特例で離職者とかそういう場合に、特例措置がいくということになっとるんですが、対象者というのは京丹波としてはどれくらいあるとみているのか。もうすでに何人かあるのかどうかということと、それから先程4大家族で700万円の所得ということであったんですが、京丹波の場合では、応益法の50・50ということで特に均等割とか平等割というのが所得がなくてもかかるということになる訳で、家族が多かったらそういう均等割平等割はかかっていくわけなんですけれども、そういうことが所得にウェイトをかけていくということが本来の負担の割合ではないかと思うんですけれども、国の指導もある訳でございますけれども、そのへの考え方というか、どのように担当課としては見ておられるのかあわせて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長

○住民課長（下伊豆かおり君） お尋ねがございました非自発的失業者の対象人数でございますが、現時点で何人を見込むというのは難しい問題でございますけれども、先週末までに20人の方の申告がございます。この賦課につきましては、本算定の時に適用いたします。4月分につきましては暫定賦課ですので前年度をベースに請求を行っております。

それから、所得がなくても均等割平等割が発生するという件につきましては、現在の制度におきまして応能割、応益割という制度がございます、それを本町においても適用いたしておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

東君

○8番（東まさ子君） それでは承認第3号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正に対する反対の理由は、ひとつであります。それは国保税の課税について医療給付費分の課税限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援均分の課税限度額を12万円から13万円へ引き上げることについてであります。あわせると年間4万円の引き上げで、現行の59万円から63万円になります。介護保険の納付金分をあわせると、73万円の限度額になります。

この限度額の引き上げは、高額所得者に応分の負担をとする政府の意向ではありますが、所得割率が本町でいいますと、8.4パーセント、応益割率、世帯割率、両方足しまして2万4,300円。均等割3万1,500円というふうに、こうしたものが高すぎるため、あるいはまた、世帯数が多い家庭では高額所得者とはいええない世帯まで限度額を払っているのが現状であり、町民への負担増になっています。町民の暮らしは経済危機のもとで仕事と収入が減って大変であります。地方税法の改正に伴う国保税条例の改正だとしても国保会計を厳しくしている根本原因に目を向けず、町民負担だけを求めるものであり、賛成できません。

国保会計を厳しくしている大きな問題は、国が国民健康保険制度としての責任を加入者に押しつけていること。社会保障と位置づけ、財政的にも国が責任を持つことが一番必要である点を指摘しなければなりません。

また、今回の改正では非自発的失業者への負担軽減が行われます。リストラなどによって職を失った人が国民健康保険に加入した場合、おおむね2年間に限り前年度の給与所得を100分の30として算定し、保険税の負担が過重とならないよう軽減するものであります。

高すぎる国保税の引き下げを求める運動が反映したものであります。他に、後期高齢者医療制度の実施によって、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者になった方に対する軽減措置の延長などもあります。また、7割、5割、2割の世帯割、あるいは均等割に対する軽減につきましても、これまで応益負担の割合が45パーセントから55パーセントなければ対象になりませんでした。これが以下でもよいというふうになりました。

これらの改正につきましては、当然の改正であり、反対するものでないことを述べまして討論いたします。

以上です。

○議長（西山和樹君） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、承認第3号を採決いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手多数であります。

よって承認第3号は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 平成21年度京丹波町一般会計補正予算(第8号)の質疑を行います。

○議長(西山和樹君) 山田君

○15番(山田 均君) 一点お尋ねしておきたいと思うんですけれども、資料もいただいておる訳ですけれども、産振課関係のふるさと緊急農道整備事業に係わってお尋ねしておきたいと思うんですが、現在の状況95パーセントの進捗状況ということで、もうわずかなんですが、入札が12月ということだったと思うんですけれども、工程表に基づく指導とかね。そういうことはどうなっておったのか。12月からですんで相当期間もかかっておるといことなんですか、例えば、全体の事業費が1,900万円ということやった訳ですけれども、何件か農道舗装という関係であってここの分が遅れたということなのかどうか。その点お尋ねしておきます。

○議長(西山和樹君) 久木産業振興課長

○産業振興課長(久木寿一君) 入札につきましては、10月の27日で、工期につきましては、12月2日からということでございました。契約額の標準の工程につきましては、準備工を含めると、195日ということでありまして、それに比べまして工程が約100日を超える程度の工程で、かなり厳しかった工程ではございます。工程管理につきましては、監督しておりましたけれども何分3月に入りましての雨によりまして努力はしていただいておりますけれども、最終仕上げまで到らなかったという事で、大変申し訳なく思っております。以上でございます。

○議長(西山和樹君) 山田君

○15番(山田 均君) 1,900万円、この安栖里坂原線一線だけの工事であったのかどうか。その点を今さっきお尋ねをしたんですが、もう一度お尋ねします。他にも関連であったのか。一線だけやったのか。

○議長(西山和樹君) 久木産業振興課長

○産業振興課長(久木寿一君) この契約につきましては、この路線一線だけでございます。

○議長(西山和樹君) 山田君

○15番(山田 均君) 天候ということであれば、なかなかそれを解消するのは難しい面もあるんですが、1,900万円ですんで1社で十分ということもあるかも知れませんが。分割発注とかそういうこともやられておる訳ですけれども、そういうようなことは今後どうなのか。最近天候を考えてみますと、不順で将来的にもどうなっていくかということもあるんですけれども。やはり、決められた工期というのは基本でありますので、ほな他の工事も全部遅れておるかということもあろうかと思うんですけれども、その辺の考え方はどうなのか。一点伺っておきます。

○議長(西山和樹君) 久木産業振興課長

○産業振興課長(久木寿一君) 115メートルという区間の中で、分割発注というところはなかなか困難な状況でございます。そのあたりにつきましては、今後の課題といたしまして監理課とも協議いたしまして対応していきたいというふうに思っております。

○議長(西山和樹君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより承認第4号を採決いたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 平成21年度京丹波町一般会計補正予算(第8号)、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(西山和樹君) 挙手全員であります。

よって承認第4号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第52号 土地の取得についての質疑を行います。

○議長(西山和樹君) 山田君

○15番(山田 均君) お尋ねをしておきたいと思うんですけど、資料もいただいておりますけども、先程説明もしていただきました用地費なり諸経費なり利息という事であったんですが、購入した時点が何年で、何年かかっておるかという事があるんですが、利息が353万169円という事になるんですが、平均するとどれぐらいの利率になるのかということと、それから諸経費については、この6万735円ではあります、具体的にはどういうものが諸経費としてか、お尋ねをしておきたいと思っております。それから付けていただいております資料

ですが、いわゆる法務局の公図だと思うんですが、ここに黒く塗ってあって11の1というのがあるんですが、その周辺ですね。これは個人の所有なのか、町の所有となっておるのかどうか、その点もちょっとあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長

○総務課長（伴田邦雄君） 利息の平均でございますけれども、平均というのは把握しておりません。最終的には現在1.775パーセントという事で借り換えでいっておるということでご理解を賜りたいと思います。

それから、諸経費の内訳でございますが、これにつきましては、印紙税が6万円、それから振込み手数料が735円ということで、6万735円でございます。

それから、11番地の1の周辺につきましては、申し訳ございません。確認をいたしておりますが、民有地それから池がございますので、そういう状況でございます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

議案第52号 土地の取得について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第52号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成21年度（繰越）（仮称）瑞穂保育所新築工事請負契約についての質疑を行います。

○議長（西山和樹君） 横山君

○1番（横山 勲君） 入札の方についてお尋ねする訳ではないわけですが、入札結果表という結果表を添付していただいとるわけでございますが、このことについて、私の不勉強で理解不足があるところもあるというように思うわけでございますので、勉強をさせていただきたいつもりでご質問をさせていただきたいというふうに思います。

今回の保育所入札から新たに総合評価制度がとられておるところでございますが、この総合評価制度の中で、最終的に評価値として3億2,609万3,000円ということで山

寅・新井のいわゆるJVで落札をされておる訳でございますが、これを落札されております金額だけで見ますと、いわゆる最低落札業者から6番目に位置するところで決められておるというふうに理解をする訳でございます。6番目に低いところで、そして、評価点が6点ということで、最終的に評価値が一番高いというので決定をされておるわけですが、ここでお尋ねをして勉強させていただきたいのが、総合評価制度の関係でございますが、総合評価そのものがこれは、少し告示をされました時の内容を見ておりますと、施行計画に基づいて評価をするんだと、そして、その施行計画はひとつにはいわゆる実施工程の管理方法が3点、あるいは周辺地域の環境対策が3点、あるいは杭工事PHC杭であると思いますが、これにおける施工管理についての評価点が3点、こういう事でこの総合評価がされるというふうに見受けてきた訳でございますが、今ひとつ分かりかねるものでございます。いわゆる総合評価のことについて少しどういう内容なのかお尋ねをまずひとつはさせていただきたいと思えます。

それから、二点目として、予定価格と最低制限価格が記載されとる訳でございますが、予定価格はこれは標準歩掛によって物価なんかで設計士が積算をされた金額であるというふうにするわけですが、最低制限価格の考え方でございますが、今回とりわけ22年の1月10日の改正の新基準の適用ということで、最低制限価格が設けられておるわけでございますが、この辺のことについて、技術評価点が厳正にいわゆる総合評価で実施されるならば、私はむしろ最低制限価格なんか設けんと安い方でいいやないかと、極端に言いますと。そういうふうにも思うわけでございますが、その辺について、二点目お尋ねをいたします。

それから三点目に、今後町が発注をいたしますいろんな工事について、こうした総合評価点方式の競争入札方式に全てを変えられるのか。従来の方法はもうとられないのか。お尋ねを三点目といたします。

以上、勉強も含めてお尋ねしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） そうしましたら、三点ばかり質問しましたので答弁させていただきます。まず今回つけております入札結果表の見方でありまして、今議員がおっしゃいましたように山寅・新井特定建設工事共同企業体というのは、入札額だけを見ますと、6番目の額でございます。まず、先程もおっしゃいましたように今回は技術提案を大きく三つの項目で求めております。ひとつは実施工程の管理、周辺整備の環境対策、あと杭工事における施工管理ということで、大きく三つの提案を求めております。さらに大きく三つに分けて、それからそれぞれまた三つずつ提案を求めまして、全部で9項目につきましてそれぞ

れの業者さんから提案を求めたものでございます。従いまして、山寅・新井JVにつきましては、9つのうち、6項目を評価させていただきまして、標準点であります100円に6点を足しまして、今回技術評価点が106点、そして入札額であります3億2,505万円ということで一番右の評価値につきましては、技術評価点の106点を3億2,505万円で割りまして、それに一定の乗数であります10億を掛けました結果、評価値としまして326.103ということで評価値が一番高かったために、落札となったものでございます。

それから、今回もですけれども、予定価格も最低制限価格も設定をしております。総合評価であれば最低制限価格は設定しなくてもよいのではないかというようなご質問でございましたけれども、やはり一定の品質の施工をいただくためにつきましては、過当競争にならないように最低の制限を設けるべきということで最低制限価格を同じく設けたものでございます。

それから、三点目。今後全ての案件におきましてこの総合評価方式に移行するのかというようなご質問でございましたけれども、なかなか手間といいますか、提案を求めたりする日数もかかりますし、全てがこの方式に移行する訳ではございませんけれども、極力金額競争だけではない、こういった提案も求めるような入札方式も検討せよというような事もございますので、できる限り数多く今後とも取り組んでいきたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 横山君

○1番（横山 勲君） 再度お尋ねをしたいと思います。今もお話がありましたように、いわゆる総合評価制度を取り入れて実行された訳でございますが、この総合評価というのはいわゆる施工計画に基づいて総合評価をするということになっておるといふふうに思うんです。この計画でございますから極端なことを言いますと、上手に作文をすればその作文のいい業者が採用されると、こういうふうに理解ができない訳でもないというふうに思うわけでございまして、要は私はその総合評価というの、そうした作文ということも含めてでございますが、その事が実施をされる場合いかに守られるか。その計画のとおり工事が実施されるかということが非常に大切なことであるだろうと思う訳です。まあいろいろ今までの工事の内容を見ておりましたも私は素人目に見てもAランクという業者がされる工事も大変な、まあええ加減なことしとるなという思いをしたりしたことがあるわけでございますが、そういう意味ではそうした工事を実施される時のことが大切だというふうに思いますので、その辺の監理監督をどのようにされるのかということをもまず一点目にお尋ねをしておきたいというふうに思います。

それから、先程の最低制限価格の話でございますが、一番安かったというたらいけません、

失格になっております業者も実は技術評価点は6点になっておるわけです。最高得点の6点と全く一緒なんです、そういう点数になっておられる業者が失格になって最低制限価格以下やというふうになっておるわけですが、その辺どうもすっきりしない思いをするわけですが、さらにそれとあわせて、今後の発注されていく入札の部分について、全てではないという答弁をいただいたわけですが、それならばこの総合評価制度を取り入れていただく、いわゆるこうした落札入札方式については、どの辺に基準をおいて金額でいえば、なんぼ以上は総合評価制度を取り入れるんだとかいうそういうものがあるだろうというふうに思うわけですが、そうした基準といいますか。その辺の考え方についてお尋ねをいたします。

それから、保育所整備事業でございますが、確かこれ、全体で5億7,000万円余りの予算であったというふうに思いますし、そのうち4億1,508万円繰り越しをしたわけですが、今回の落札が今もありますように、税込みで3億4,130万2,000円でございます。そうしますと繰越から落札を引きますと残り7,300万円余りが残るといように思うわけですが、後の何か工事がありますか、残り7,300万円余りがそのままこれは不用額として処理されますのか。あわせてお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） ただ今のご質問でございますけれども、提案につきましては、作文的などころもあるのではないかというような事でございますけれども、もちろん提案をしていただきました内容につきましては、9つのうち、6項目について評価したところであります。

評価しなかったものも3つあるわけですが、提案は提案として必ずその提案された項目は履行していただくということでございます。それは施工の監督におきまして、提案されたことが全て履行されるように指導もしているところであります。成績評定の時点におきましては、仮に提案されなかった項目がありましたら、減点というようなこともあるところでございます。

それから、金額的に言いますと一番安かった業者が結局は失格になったということでございますが、最低制限価格につきましては、先程説明申し上げましたように、一定の品質を確保するという意味で設定をしておりますので、それ以下の額であったために失格であるということをご理解をいただきたいと思っております。

それから、総合評価の案件の基準でございますけれども、あくまで今は試行ということで総合評価方式によりまして入札をしておるところでございます。比較的金額が大きい案件に

おきまして取り組んでいるところでありまして、一定の金額的な線引きはないわけでございます。

19年度から試行的に取り組ましまして、順次件数だけは増えているということで、今後とも先程いいましたように、件数の増加に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 山田子育て支援課長

○子育て支援課長（山田由美子君） 先程、保育所施設整備事業で5億7,676万8,000円のうち今回4億1,508万円を繰越すわけでございますが、この落札された残りの金額をどうするかという件でございますけれども、今回の保育所建設にあたりまして、今回、地域活性化経済危機対策臨時交付金を当てておりまして、現在のところ、3億円前後で他の事業との兼ね合いで金額が上下いたしますけれども、地域活性化の経済危機対策臨時交付金を当てまして、それ以外は一般財源としておりますので、現在のところその予定で進めております。

○議長（西山和樹君） 横山君

○1番（横山 勲君） ご答弁いただいたとおりでと思うわけでございますが、最後にいわゆる町内業者の育成の部分でお尋ねをしておきたいと思うわけでございます。今回の総合評価方式の告示の事項を見ておりまして、町内業者についてのことが少しは記載をされておるわけでございますが、そうしたことについて、実はこれ山寅さんといいますと、峰山に本社がある会社でございますが、そうした町内業者の育成の部分について、どのようにお感じになっておりますのか、これは町長に答弁を求めたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長

○町長（寺尾豊爾君） 町内業者ということで、私もできたら町内業者さんにとってもらったら嬉しいな思とんですけど、監理課中心に公正に入札行為を行っているところでして、現状を見守りたいと、そんな思いでおります。

○議長（西山和樹君） 篠塚君

○3番（篠塚信太郎君） 何点かお聞きをしたいと思います。今も町内業者の関係がでておりましたが、本工事費の財源につきましては、国の地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用した事業でありまして、また落札金額の3億4,000万円余りの約88パーセントの3億円が地域活性化交付金であるということもご承知のとおりでございます。本交付金の趣旨をふまえて、工事入札指名委員会におきましても入札参加資格要件等、十分ですねご検討願っているとは思いますが、今回の入札結果を見る限りではですね、3億円の一部しか地域活性化につながらないのではないかとこの商工業関係者の厳しい意見がござい

ます。本交付金の目的であります地域経済の活性化を図るために、町内業者もしくは南丹管内の業者による共同企業体を条件とすることは考えられなかったのか、まず第一点お聞きをいたしておきます。

第二点目は、先程でていました総合評価方式によりまず技術評価の基準でございますが、1項目が最高A 3点からEまで0点もしくは失格の五段階評価で配点がされておるところでございますが、今回は最高8点、最低が4点という評価、加点がされておりました、実施工程の管理方法では3社が0点ということございまして、以前から実施をされておるわけでございますが、採点の根拠が非常に分かりにくいという話をお聞きをいたしておるところでございますが、技術指導の評価の流れと総合評価入札を行おうとする場合ですね、また落札者の決定などは二人以上の学識経験者を有する者の意見を聞かなければならない等、総合評価競争入札試行要綱第5条でこのことが定められておりました、本町の総合評価競争入札審査会独自では落札業者も決定できないという要綱になっております。そのことが非常に評価をわかりにくくしている原因になっているのではないかなというふうに考えますが、意見を聞いている学識経験者は何名で、どのような方なのかお聞きをいたします。

次にですね、本工事箇所は京丹波町病院が隣接しているということで、周辺施設への環境対策として、騒音・振動・粉塵及び水質汚濁の三項目に対する抑制対策が業者へ提案されておりますが、落札しました山寅・新井特定共同企業体がどのような提案をされたのか、その内容につきまして、ご説明を願いたいと思います。

以上三点お願いいたします。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） 三点ばかりご質問をいただきまして、以前から地域活性化の交付金の目的に沿っているのかというようなご質問も度々いただいております。前にも申し上げましたけれども、基本はできるだけ町内業者向けの要件としているところで、指名委員会でもそういう設定によりまして委員に諮っているところでございます。まず、代表者の要件につきましては、南丹管内では考えられなかったのかというような事でございますけれども、一定の参加されるであろう業者数の数から見まして、代表者の要件は、町内のA級でしたら無条件に代表者となれる訳ですけれども、町外の方の数を見ましたところ、京都府下まで範囲を広げないと、なかなか数だけで申しますと、集まらないという可能性がございましたので、南丹管内ではなしに京都府下というところで要件を設定したところであります。

それから、総合評価の採点の根拠が分かりづらいということですが、公表しておりますのもこの入札結果表と内訳表だけでございまして、議員おっしゃいましたように、実施工程の

管理方法につきましては、三つのJVが0点であったということしか分からない訳でございますけれども、まず、要綱に定めております学識経験者の方につきましては、技術評価を求める項目を何にするかということで、案をこちらのほうで作りまして、それを基に国交省の福知山工事事務所の副所長さんなんですけれども、そのお二人の方に学識経験者ということでお世話になっておりますので、まず項目を決める段階においてお二人にご相談をしてお意見を伺っております。それと、提案が出てまいりました後、担当課と監理課の職員によりまして、合議制で一定審査の案を作るわけなんですけれども、そこで審査をしたものを案という形で先程言いました国交省の副所長さんお二人にまた二回目会いまして、こういうことで審査をしたんですが、どうですかというようなことで前後二回につきましてはご意見を伺っておりますのでございます。

それから、今回提案が出ております山寅・新井JVの周辺施設への環境対策ということで、こういった提案があったかということでございますけれども、まず、評価をさせていただきました内容につきましては、低振動の機械を使用するというのは勿論なんですけれども、振動なり騒音計測器を設置して住民の皆さんにどれくらいの騒音がでていくかということがわかるようにするという一つの提案と、それから振動もですけれども、粉塵対策ということで、建設に使用しますダンプ等のタイヤ洗浄機の設置につきまして提案がございましたのでその二項目につきまして評価をしたところでございます。

○議長（西山和樹君） 篠塚君

○3番（篠塚信太郎君） 南丹管内では業者数が確保できないということで京都府内に主な営業所がある企業を条件としたとこういう説明でございましたが、そしたら何名だったら基準に達するのかということでございまして、実は平成22年の1月12日に執行されております平成21年度都市公園事業です。須知公園整備事業（その3）につきましては、同じ条件付一般競争入札で、3社で執行成立をしております。そんな事やっておいて、ここでは足らへんと、今南丹はね、合わせたら4社あるんですね。町内が2社、町内独自が2社ですね、南丹管内合わすと4社あるのに足らんというのはどこの根拠を用いてそんなことおっしゃるとるんか。これを一つ説明願いたいというふうに思います。

それと、今回の入札でございまして、町内業者にできるだけ入札参加できるように京都府の基準要件でC級、経審が650点以上ということで要件が緩和をされて町内業者もその他の構成員としての参加をされているわけですが、この地域活性化交付金ですね。

3億円の内どれくらいの金額がこの地域活性化を図ることにつながるのか数字で示していただきたいというふうに思います。

それから、総合評価方式による技術評価の採点については、もう少し透明化を図る必要があるというふうに考えますし、学識経験者も含めまして今後どのような対応をしようかとされているのか。また平成19年12月1日に施行されました総合評価競争入札試行要綱はいつまで試行期間を続けられるのか、改正される見込みはないのか。この3点につきましてお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） 数の根拠ですけれども、あくまで参加される可能性の業者が府内のA級では今回の保育所の関係でいいますと、単純に950点以上という代表者の要件なんですけれども、府下で30社ございます。ですから2社のJVですので、町内も合わせますと、15から20ということで、前から数社ではなしに20社程度を一定の基準ということでこれまでやってまいりましたので、過去の案件につきまして数社であったということは、たぶん結果であると思いますので、いつも設定をする場合には可能性がある数ということで、地域要件も含めまして要件設定をしているところであります。

それから、地域活性化にはいくらであったという金額的に示せないかといこととでございますけれども、町内向けの設定で入札をしたところとでございますけれども結果的に山寅・新井JVというところが落札をしたということで、金額的に申しますと出資比率の割合ということになるかと思っておりますけれども、代表者が70パーセント構成員が30パーセントの出資比率になっておりますので単純に三割を掛けていただいた金額が地元ということになるのかなというふうに考えております。

それから、最後の現在試行的に総合評価をやっているところとでございますけれども、先程言いましたように、なかなか全ての案件について総合評価で取り組むのは日程的にも難しいところがございますので、今しばらく試行という形で、どの市町村も京都府下進んでないのが現状であると思っております。そういった中で今しばらく試行的に総合評価を取り入れていきたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 篠塚君

○3番（篠塚信太郎君） 地域活性化に寄与する分が大体出資割合の七三ということで9,000万円という答弁でございますが、2億1,000万円はよその地域の活性化に使われるということでございまして、そもそもですね、ここに3億円をこの財源にするということが地域活性化にはつながらないということを明示しとるわけでありまして、今後こういう交付金がきましたら、十分に検討をしていただいて、全額が地域活性化につながる事業にしていきたいというふうに思うわけでございます。

結果は結果としまして、今回の工事でございますが、創意工夫によりまして何としまして地域活性化へつながる事業にさせていただきたいと思ひまして、そのためには、施行業者に町内で調達できる建設資材、物品、食料品等、釘一本から町内で調達をしていただくということと、共同企業体の代表者が町外の業者でありますから下請業者も町外から入ってくるのではないかと予測されます。可能な限り業種もございまして、町内業者に下請けをさせていただくことを協議された経過はあるのか。また今後される考えはあるのかお聞きをいたしておきます。

それともう一点、この総合評価で106点をとろうとすれば、この提案のこと全てやろうとしますと大体1,000万円くらいの経費がかかるといわれておりますが、これは諸経費の中で見込まれているのか、またこれは提案して新たにいろんなそういう騒音計を設置したり、タイヤ洗う機械を設置するのは業者負担になるのか、どちらなのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） まず一つ目の工事の材料等の調達につきまして、町内でということとでございますけれども、営業の中味でもございまして、絶対ということは言い切れませんが、町内で調達するとか、町内の方を下請けにできるだけ参加いただくというような要請はしてまいりたいというふうに考えております。

それと、提案ですけれども、もちろんおっしゃいましたようにただでできる提案もありましたら、数百万円かかるものもあると思います。ただ、総合評価の趣旨はたくさんお金を掛けて提案をすれば良いというところではございませんけれども、お金をかけた提案が点数になるということも事実でございます。

ただ、その提案をされました金額というのは、入札金額に上乘せされているのか、全体の中味の一部であるかも知れませんが、それは私どもではわからないところがございまして、工事費の中に全て含まれたものということで必ず提案をいただきました項目につきましては履行をしていただくというようなこととさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 山内君

○7番（山内武夫君） 一点お尋ねをしておきたいというふうに思うんですけども、今回の保育所の建築につきまして、先程も提案説明の中でもあったんですけども、平成19年に検討委員会が立ち上げられまして、私もその議会代表というようなことで検討委員会の中に入れていただいていた経過があるんですけども、ちょうど2年前の20年5月に当時の町長に検討委員会として意見書という格好で提言をさせてもらっております。その内容とい

うのが、一点が、今問題になっておりました水害問題、その安全対策を十分にされたいということなり、また、温もりのあるやさしい環境造りをされたいということ、そしてもう一つが地域と一体となったそういう保育所の建設、とりわけ保育もですけれども今日の子育て支援事業のそういう拡充というようなことがされたいというそういうようなことを主な意見を添えて町長に提言をしてきた経過があるんですけれども、今回の工事概要によって、そのことがどのように反映をされておるのか町長か担当課長、どちらでも結構ですけどもご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 山田子育て支援課長

○子育て支援課長（山田由美子君） 山内議員さんには19年度の検討委員会では大変お世話になりまして、ありがとうございます。

ただ今のご質問の安全対策についてでございますが、安全対策2番が温もりのある環境、それから地域一体となって保育所のほうを進めていくというご質問の中の一つ目の安全対策でございますが、検討委員会の中でも委員の皆様にはご心配いただきまして、今回平成16年台風23号の被害の状況も含めまして、建設予定地が水害にあたったというふうにご心配をいただいているんですが、保育所建設用地からしますと現在より30センチ盛り土をしまして被害水位よりも1メートル以上保育所の建てる場所を上げまして対応するというふうに今回の工事を予定しております。

二つ目の温もりのある環境ということでございまして、工事内容等で使います材料等につきましては、環境に優しい木材を基調といたしまして建築をする予定でございます。もちろんホルムアルデヒドやその他の環境に配慮したものを使うということで建築を予定しております。

それから地域と一体となった保育所でございますが、今後次世代育成の計画でもございましたように、就学前の子供たちについて検討いただきまして、町全体で就学前の子供たちを今後保育、もちろん教育も含めて検討して方向性を決めた中で保育所もこの中の一部でございますので、子育て支援センターの事業も勿論ですが、今回保育所の保育室のところと、それから職員室を見ていただきますと広さが違うんですが、職員室が狭く、保育室を広くとりました。それからランチルームをとっておりますし、給食の関係はかなり広いスペースをとっております。全体としては、100名規模でございますが、地域の方が来られてもランチルームで交流ができるとか、子育て支援センターも使っていただくというような形で今回保育士を含めて内部で検討いたしまして計画を作成したところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 岩田君

○2番（岩田恵一君） 交付金事業の関連のことなり総合評価方式の趣旨につきまして、横山議員さんなり篠塚議員さんと全く同感でございますが、このことについては触れませんが、町長にお尋ねというか今後のこともございますので、お考えだけお聞きしたいというふうに思います。

今回の入札方式というのは総合評価方式、条件付一般競争入札ということで、それにおけます町内業者の今後の参入のあり方について町長の所見、お考えをお伺いしたいというふうに思うんですけども、施行金額が3億円を超え予定金額では4億円と、大変町にとっては大きな事業でございますし、この中に町内業者が参入参加するにはかなりこれまでの施行実績も問われることになっておりまして、建築工事での等級もAランク、経審の点数もかなり高く設定をされており950点以上でしたか、これは一定の理解はいたしますけれども、実際問題といたしまして、町内業者にこうした実績を求めるのは困難だと私は思います。これは、これまで町発注工事にこうした町内業者を入れてこなかったということでございますし、また、それがために施行実績を満たすことがかなわないというような状況を作ってきたのは行政としての責任であると思っております。こうしたことから今回どうしても町外業者とジョイントを組まざるを得ないことを承知の上で発注されたのではないかと思っております。そうした中で今回町内業者だけで共同企業体を組んで参加した業者が2JV・4業者ございます。他は町外業者とのJVということになっておりまして、町内業者だけで施行できる力はこれはもう2業者でてますので、あるということでございます。町の業者も大変な時代を迎えているのはご承知のとおりでございますが、こうした町内公共施設の工事すら自分達でできないと、こうした状況を行政から行うのはいかがなものかと、私は思っております。今後のことも含めまして2社もしくは3社とか要件の緩和も含めて、町内業者に参加できる方法を検討されるつもりはないかどうか。ぜひ今後につきましては、そうした状況を作っていただいて業者育成も含めた方法もやっていただきたいなという思いでございます。このことにつきまして、町長の今後の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長

○町長（寺尾豊爾君） 総合評価制度で入札を実施しました。このことについては、大方ご理解をいただいているかというふうに思っておりますが、今後については、一応自分で調査研究してみたいという思いをまず持っております。

ただ、私も任期が4年ですので、あんまり私の時期だけこの制度をいじくるといのはいかがかなと、まず一点は思っております。ただ、町内業者さんで今も交付金の趣旨なんか、

これ地域というのが町内をさしているとしたら、ほんとに趣旨に反しているなという思いもあるんで、うんと調査研究して、より良い入札制度、町内業者のための入札制度に改められる分があったら即改めていきたいとそんな思いであります。

○議長（西山和樹君） 山田君

○15番（山田 均君） 基本的な事を含めてお尋ねをしたいんですが、今回入札のジョイントを組んでおるわけですけれども、考え方としては、どういうジョイントの組み方を指名業者にされたのか。さっきCランクというのもあったんですが、AランクとCランクと組めということなのか、そこらへんがもう少し分かりにくいので、お尋ねしておきたいということと、それから技術評価点の内訳表を付けていただいとんですが、これはもちろんそれぞれ今ありました総合評価のための3点について、それぞれその中のまた3点ずつあるということでしたんですが、もちろん経審それぞれクリアしておるということなんですが、経審もよくよく聞いたりするとですね、例えば一定免許を持った業者がその会社に在駐しなくても兼務できるというような経審の中でもあるわけですから、非常にそういう点では経審そのものも問われる内容もあるんですが、この中でそれぞれ0点というのがですね、例えば実施工程の管理方法、これは基本以外のことかもしれませんが、A級ランクの業者が1点も点数がとれないと、提案できないというような業者そのものが問われるのではないかと。業者そのものが。質が。また、そういう点はどのように考えておられるのか、提案ができないような業者が経審でAランクやと。点数だけで見たらそういうことが起こってくるさかいに、こういう事になるとるかも知れませんが、ちょっとその辺は本来業者の質といいますか、レベルといいますか、問われるんじゃないかと思うのでちょっとその点ですね、どのように見られるのかというのを一点お尋ねしておきたいと。

それから、先程提案の中にもあるんだということでしたけども、今回予定されておる場所というのは病院があります。また情報センターもあると。非常にそこへ現場へ入る進入路ひとつとりましてもですね、非常に狭いところを通して入るわけになるんですが、どのような対策、また出入りは国道9号から直接入るようになっておるのか、そういう対策というのはどのようになっておるか。特に医療機関でございますし期間も非常に長いと、いう中で、どのような対応で考えておられるのかという点を一つ伺っておきたいと。

それから、建物の位置の問題なんですが、川側にグラウンドをおいてしておるわけですけれども、その位置というのは特別なそういう考え方というのはあるのかどうか。いわゆるこれ見とりますと、フェンスなんかは入っていないわけですけれども、例えば子供が職員の目が届かないうちに川の方へ行くということもあるんじゃないかと思うんですけれども。そうい

うような囲ってしまうというようなことは全くないのかどうかというののちょっとお尋ねしておきたい。

それから、緊急時の場合の出入りですね。この分だけでは分かりにくいんですが、災害とかいう場合にですね、この建物が病院があるわけですけども、どちらへ緊急避難的に出るようになっているのかということも合わせて分かればお尋ねしときたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） まず、共同企業体の考え方なんですけれども、比較的大規模であり、施行能力ですとか技術力の結集によりまして、より効果的な工事が確保できると認められる場合につきまして、共同企業体の要件で設定をしておるところでございます。

先程から出ておりますように、代表者の方につきましてはもちろんA級なんですけれども、町内のA級の業者さん3社につきましては、実績等は何も問うておりません。町外の方は1億円以上の実績があるとかいう要件もあるわけですけども、そういうことで要件設定をしておりますし、構成員の皆さんにつきましても、できるだけ何回も言いますけれども、町内業者の方が参入できるように数は少ないですけども、できるだけ単独での発注ではなしに企業体を組むことによって、より多くの方に参加いただくようなことで考えているところでございます。

それから、二つ目の提案の内容につきまして、Aランクではあるものの評価が0点のところがあるということですけども、これは工事の仕様書に載っている部分につきまして提案があっても点数の加算はしないということでございますので、工事の特記仕様書以外のところで提案があれば評価をしているところでございますので、決して0点だからどうこうというところはありませんけれども、通常の評価はしていませんけれども、提案があったということでございます。

それと今回の工事についての出入り口ですけども、落札業者であります山寅・新井JVの提案につきましては、病院側から二箇所工事の出入り口という提案があったところでございますけれども、これからの実施につきましては施行監理をお世話になります日匠設計さん並びに監督員、業者さんもちろんですけども、提案を重視した形にはなりますけれども協議をしてみたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 山田子育て支援課長

○子育て支援課長（山田由美子君） 山田議員さんお尋ねの保育所建築の位置でございますが、南側、病院側を向きまして、高屋川に方に沿った形で、運動場が病院側に面するような形で建てておりまして、この周りには1メートル20センチの網のフェンスで囲いをする予

定でございます。その周りを車が搬入できるように小さくて見にくいんですが、この添付しているところの駐車場がございますが、駐車場のところの手前、病院側が入り口になっておりまして、保育所の周りをぐるっと自動車が通れるように通路を設けまして、向かって右側の下のほうに通路ができています。そこにぐるっと保育所の周りを車が搬入できるような形で通路をとっております。その周りを網のフェンスで囲うという形をとっております。

それから、緊急時の出入りでございますが、不審者の侵入等もございますのでたくさんの入り口を作らずに、一つは正門のところの入り口ともう一箇所が運動場側にありますところにもう一箇所入り口をつけておりまして、保育園児が災害の時には庭に避難する。又はその正門から非難するという形として考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君

○15番（山田 均君） お尋ねした中味と合わせてなんですが、病院側がグラウンドということやったんで、思い違いをしておりましたけれども、先程の答弁の中で台風被害との関係から1メートル水位からいうとあがるんだということなんですけども、実際そのことになりましたと、現在の高さから言うと建物そのものも相当高い位置に来るんじゃないかと思うんですけども、これ見ておるとスロープという箇所もあるんですが。ということはグラウンドは道路と同じ高さということで、建物だけが1メートルくらい高い位置に建つというそういう構造になるのか。全体がいわゆる水が入ってきた1メートル以上あがるということになりますと高い位置に建物がおるといことになんのか。その辺がもう一つわかりにくいんですが、その辺と、高さができますと子供ですんで幼児もおるという関係で安全面とかそういう面では問題がないのかどうかという点を伺っておきたいというように思います。

それから、現在使用している保育所ですね、桧山保育所この跡地といいますか、あとはどうするという考え方は現時点であるのかどうかという点も合わせて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 山田子育て支援課長

○子育て支援課長（山田由美子君） 申し訳ございません。ちょっと説明不足で1メートル高くなるというのは、被災水位よりも高くなるということでございまして、現在の位置からいたしますと、30センチほど盛土をするという状況でございます。被災水位よりも1メートルということで、申し訳ございません。説明不足でございました。

それで、30センチ盛土をしまして、園庭の位置とどうなるかというご質問でございますけれども、園庭に水溜りができないように建物から病院側の通路がございますが、そちらに向

かってなだらかな傾斜を作りまして、水はけが良いように、雨が降っても園庭に水が溜まらないような形で、子供たちにとってはそれほど傾斜を意識せずにできるような形でなだらかな園庭を全体にならして傾斜を少しつけて水はけをよくするという形をとっております。

もう一つのご質問でございますが、桧山保育所の今後についてでございますが、まだ検討はいたしておりませんで、質美保育所や梅田保育所と同様に地域の方々とも、移転するといましても桧山保育所で過ごされた園児さんや保護者の方々、それから地域の方々の思いもでございますので、皆さんのご意見を伺いながら今後施設の利用については検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君

○15番（山田 均君） 町長に一点伺っておきたいんですが、この財源が活性化にかかる費用ということで、非常に業者の参加の問題も含めていろいろ出されておるんですが、入札でございますんで、下請けを考えれば一定あるということかもしれません、当然元受けがちゃんと責任を持つということでございますので、JVを組みましても二つの業者が仕事に係わるということですので、やっぱり活性化ということになると、町内の業者が広く仕事に係わっていくという面からいうと分割発注とか、これは、できませんけれども、そういう考え方をしっかり持って仕事興しをするとそういう立場で考えていかんと一定大きな工事はしっかり選定した業者になろうと思いますし、その辺もうちょっと総合的に考える必要があるんじゃないかと思うので、これに関連して特に活性化の問題も出ておりますので併わせて伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長

○町長（寺尾豊爾君） 先程も答弁したとおりなんですが、今山田議員が言われたように総合的に考えたらどうやというふうにご提言いただいて、総合評価方式で入札しとるゆうことやさかい、私ははっきり総合評価してくれてるんや思っておったんですが、ちょっと趣旨が違うなというふうには感じております。ただ、現行先程も言うたとおり任期4年ですので、自分の強い思いで制度を変えるというのもいささか逡巡する立場であります。しかし、しっかりと皆さんのご提言いろいろ質疑の中で出たことを踏まえて調査研究しまして、もしということであればよりよい制度に乗り換えていきたいというのが私の思いであります。

○議長（西山和樹君） 北尾君

○13番（北尾 潤君） 技術評価点のところなんですけど、この100点を足すというのは、何か根拠があるんでしょうか。50点の場合、公成・河野特定建設工事共同企業体が落とし

ていて、300点で計算すると、古瀬・西野特定建設工事共同企業体が落とすことになるんですけど、何かこれ100点にした根拠というのはありますか。106点とか105点の辺りの1点の差というのが大体1パーセントくらいなんで、入札金額でいうと300万円変わってきます。この辺との絡みについて何かあったら教えてください。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） ただ今のご質問ですけれども、まずこの標準点の100点ですけれども、総合評価方式の種類ですけれども標準的に提案を求めるものとか、いろいろな方式がございまして、いわゆる総合評価の除算方式ということで割り算ですね、技術評価点を入札額で割るということで、除算方式と呼ばれているものでございます。国の方からの指導もございまして、公式があるわけですけども、その中で標準点については100点と、それプラス加算点ということで提案を求めたものにつきまして評価できるものは加算するということで、別に今回9点満点ですけれどもこの加算点につきましては10点であっても15点であってもよろしいんですけども、一応加算点につきましては9点満点ということで標準点を足して109点ということで設定をしておるところでございます。

おっしゃいますように、1点の重みというのは今回320万円程度でございます。1点失うと320点が逆転するというようなことございまして、これまでも総合評価方式ほとんどの案件につきまして、逆転現象が起きております。金額的には一番に安いのではないけども、2番目なり3番目の方が落札をされるというような逆転現象がほとんどの総合評価方式の案件については、発生をしているところでございます。これは、先程も申し上げましたけれども、金額だけで競争をすると、どうしても過当競争といえますか、いうものが懸念をされますので、談合の防止ということもそのメリットにはあるんですけども、提案も求め、また金額も求めるということの総合的な評価によって求める方式でございますので、そういうことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 北尾君

○13番（北尾 潤君） 国で決められた基準量の100点ということだったんですけど、これって今後うちの町だけ変える可能性ってありますか。今回300万円だったんですけども、最初っからわかっていることなので、大体今回の1ポイントが300万円で、また違う事案に対しては100万円なのか数十万円なのかわかっていることなので、大体1点につきこのくらいからが適正かなというところで足すポイント100ではなくて違う数字に変えてやるということは考えられますか。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長

○監理課長（山田洋之君） 国なり京都府からの指導によって試行的に導入しておりますので、この標準点の100点につきましては、今後は変えることは考えておりません。

先程もいいましたように、案件によっては1点が200万円であったり、今回でしたら320万円相当ということでございます。勿論入札の段階におきましては、この評価値は入札後に点数をいれるものでありまして、事前にこの評価値を公表しますとその点数を見て入札金額が各業者から変わるというようなこともございますので、そういった入札後において評価値を公表しているというところでございます。

○（西山和樹君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

議案第53号 平成21年度（繰越）（仮称）瑞穂保育所新築工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（ 全員挙手 ）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長（西山和樹君） 以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成22年第2回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

午前11時33分 閉会